神通川国有林の地域別の森林計画書

(案)

(神通川森林計画区)

計　画　期　間
自　令和　９年　４月　１日
至　令和１９年　３月３１日

林野庁中部森林管理局

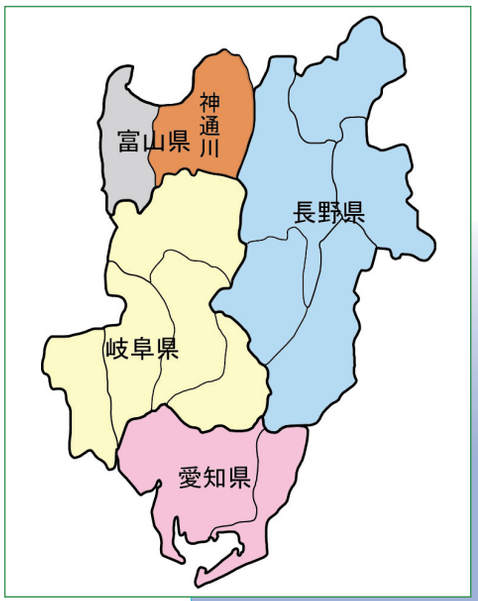
この国有林の地域別の森林計画（計画期間：令和９年４月１日～令和 19 年３月 31 日までの 10 か年計画）は、森林法第７条の２の規定に基づき、林野庁中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

①　総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。

②　０は、単位未満のものである。

神通川森林計画区の国有林位置図





凡　例

- 国有林野
- 官行造林地
- 県界
- 市町村界
- 山 森林管理署
- 山 森林事務所
- 山 治山事業所
- 文字 森林計画区名
- 文字 国有林名

目　　次

Ⅰ　計画の大綱
1　森林計画区の概況 …… 1
（1）位置及び面積
（2）自然的背景
（3）社会経済的背景
（4）森林・林業の動向等
2　前計画の実行結果の概要及びその評価 …… 4
3　計画樹立に当たっての基本的な考え方 …… 5
（1）森林の整備及び保全の基本的な考え方
（2）森林の整備及び保全の重点事項
（3）林道等及び治山施設の整備

Ⅱ　計画事項
第1　計画の対象とする森林の区域 …… 8
第2　森林の整備及び保全に関する基本的な事項…… 9
1　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項…… 9
（1）森林の整備及び保全の目標並びに基本方針
（2）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
2　その他必要な事項 …… 11
第3　森林の整備に関する事項 …… 12
1　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）…… 12
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法
（2）立木の標準伐期齢
（3）その他必要な事項
2　造林に関する事項 …… 15
（1）人工造林に関する事項
（2）天然更新に関する事項
（3）その他必要な事項
3　間伐及び保育に関する事項 …… 19
（1）間伐の標準的な方法
（2）保育の標準的な方法
（3）その他必要な事項
4　公益的機能別施業森林の整備に関する事項…… 22
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
（2）その他必要な事項
5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項…… 24
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
（3）林産物の搬出方法等
（4）その他必要な事項
6　森林施業の合理化に関する事項 …… 26
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

（２）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
（３）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
（４）その他必要な事項
第４　森林の保全に関する事項 ・・・

Ⅰ　計 画 の 大 綱

Ⅰ　計画の大綱

1　森林計画区の概況

（1）位置及び面積

本計画区は、全国森林計画の神通・庄川広域流域のうち、富山県を東西に分ける呉羽丘陵の東側に位置し、富山市等の４市４町１村からなる。区域面積は 277 千 ha で、富山県全体の 425 千 ha の 65％を占めており、そのうち国有林は 96 千 ha で３市４町に所在している。

計画区の東部は新潟県の上越森林計画区及び長野県の中部山岳森林計画区に、南部は岐阜県の宮・庄川森林計画区に、西部は庄川森林計画区に接しており、北部は日本海に面している。

（2）自然的背景

ア　気候

本計画区は、全域が冬期の季節風に起因する日本でも有数の多雪地帯であり、日本海型気候の著しい特性を示す。旧大山町（現富山市）では過去に 7.5m（標高 1,500m）の年間積雪量を記録している。

イ　地形

本計画区は、東部に飛騨山脈の三俣蓮華岳（2,841m）から北に連なる立山連峰及び後立山連峰の 3,000m 級の山々が壮大な稜線を形成し、新潟県及び長野県との県境をなしている。南部には標高 1,500～1,800m の飛騨高原北縁山地が広がり、西部は富山県を二分する呉羽丘陵を境としている。これら三方に囲まれるように扇状地の発達した富山平野が広がり、北部は日本海に面していることから、明瞭な地理的区画を形成している。

水系は、立山連峰及び後立山連峰を源流とする黒部川、片貝川、早月川及び常願寺川並びに、岐阜県の川上岳（1,625m）を源とし飛騨高地を北流する神通川から構成される。これらはいずれも急流河川であり、日本海に注いでいる。

ウ　地質

本計画区は、東部の立山連峰及び後立山連峰に花崗岩類及び火山岩類が、南部の飛騨高原山岳地帯に手取層群を主体とする堆積岩類が、西部及び中部に堆積岩類及び火山岩類がそれぞれ分布している。また、山岳地帯に続く山麓部は洪積層からなり、平野部は沖積層によって構成されている。

エ　土壌

本計画区の土壌は、中山間地帯では褐色森林土が広く分布している。また、高標高地にはポドゾルや未熟土等がみられる。丘陵部には黄赤色土が分布し、平野部には黒ボク土等が分布し

ている。

（３）社会経済的背景

ア　交通

本計画区が属する富山県の北部では、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道及び国道８号が東西方向の基幹交通軸を形成し、首都圏や関西圏とを結ぶ産業・経済活動の重要な動脈となっている。さらに、富山地方鉄道は立山方面へ延び、立山黒部アルペンルートへのアクセス路線として主要な観光交通を担っている。計画区西部では、富山市から JR 高山本線及び一般国道 41 号が南方へ延び、飛騨地域を経て中京圏と結ばれている。

イ　人口の動向

本計画区の人口総数及び人口密度は次表のとおりである。

神通川森林計画区における人口等

区分	富山県全体(A)	神通川森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	973,074 人	576,077 人	59%
人口密度	229　人／㎢	208　人／㎢	91%

注１　人口総数は、富山県人口移動調査（令和８年９月１日現在）」による。
注２　人口密度は、本表で示した人口と、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調（令和８年１月１日現在）」の面積から算出したもの。

（４）森林・林業の動向等

本計画区の森林面積は 202 千 ha で、総面積の 73%を占めるとともに、県内森林面積の 71%を占めている。

本計画区の国有林の面積は 96 千 ha で、計画区内の森林面積の 47%を占めている。また、そのほぼ全域が保安林及び自然公園（中部山岳国立公園、朝日県立自然公園、有峰県立自然公園等）に指定されており、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全・形成及び国民の保健休養の場の提供など、多面的な公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている。

国有林の現況をみると、ブナ、ナラを主体とする天然林が広く分布しており、人・天別面積では、人工林が２千 ha（２%）、天然林が 50 千 ha（52%）、高山帯等その他の土地が 44 千 ha（46%）となっている。

人工林の樹種別面積割合は、スギが 88%、その他の樹種が 12%であり、スギが大部分を占めている。人工林の齢級構成は 12 齢級から 16 齢級及び 19 齢級に集中しており、その面積は 1.4 千 ha と人工林面積全体の 74%を占めている。なお、蓄積は人工林が 688 千㎥、天然林では 6,081 千㎥となっている。

本計画区の林業就業者は 244 人で、減少傾向にある。

神通川森林計画区における林業就業者数

単位：人

	Ｒ２	H27	H22
神通川森林計画区	244	275	359
富山県全体	524	562	737

注　林業就業者数は総務省統計局「令和２年国勢調査」による。

2　前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半５か年（令和４年度～令和８年度）の実行結果の概要については、下記のとおりである（令和８年度は実行予定を計上している。）。

伐採に関しては、主伐は分収育林の入札不調のため、また間伐は令和５年度の豪雨災害により一部林道の通行が制限されたことから、計画量を下回る実績となった。

造林に関しては、当期に更新を伴う主伐予定箇所が入札不調により一部事業不実行となったことから、結果として計画量を下回る実績となった。

林道の開設又は拡張に関しては、より優先度の高いものから実行した結果、計画量を下回ったが、優先すべき箇所の開設及び改良を実施した。

保安林に関しては、解除の計画は無かったが、道路用地への用途変更に伴い解除を行った。

治山事業に関しては、緊急性、重要性を考慮し、より優先すべき地区において実行した結果、計画量を下回る実績となった。

前計画の前半５か年の実行結果の概要

		計画	実行
伐採立木材積		81 千m^3	26 千m^3 (32)
	主伐	14 千m^3	8 千m^3 (59)
	間伐（材積）	68 千m^3	12 千m^3 (18)
	間伐（面積）	339 ha	48 ha (14)
造林面積		20 ha	4 ha (20)
	人工造林	14 ha	4 ha (28)
	天然更新	－ ha	－ ha (－)
林道等の開設及び拡張		開設： 1 km 拡張： 5 km	開設： 0 km (52) 拡張： 0 km (3)
保安林等の指定・解除		指定： － ha 解除： 0 ha	指定： － ha 解除： － ha
	水源かん養	指定： － ha 解除： － ha	指定： － ha 解除： － ha
	災害防備	指定： － ha 解除： － ha	指定： － ha 解除： － ha
	保健、風致の保存等	指定： － ha 解除： 0 ha	指定： － ha 解除： － ha
治山事業		23 地区	14 地区 (61)

注　() 内の数値は計画量に対する実行量の割合（%）である。

3　計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、保健・レクリエーションの場の提供、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に造成された人工林の多くが利用期を過ぎている。このような中で、森林資源の循環利用と森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然的・社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的及び立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう配慮する。

本計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。また、本計画樹立に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるよう配慮し、次の事項を推進することとする。

（1）森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林の集積・集約化、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、病害虫や野生鳥獣による被害対策等の森林の保護等に関する取組を推進する。

これらの取組に当たり、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道（開設が見込まれるものを含む。以下同じ。）や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進することで、植栽による確実な更新を行い、これを維持する。林業適地以外にあるものについては、帯状又は群状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行する。また、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行う。

その際、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定など地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

また、森林の状況を適確に把握するため、森林資源のモニタリングの継続的な実施や、レー

ザ測量等のリモートセンシングや ICT などの新技術の導入を推進するとともに、これらの効果的な活用を図る。

（２）森林の整備及び保全の重点事項

本計画区の国有林は、その多くが日本海に注ぐ黒部川、片貝川、早月川、常願寺川などの上流部である飛騨山脈山麓の急峻な地形に所在する天然林が多く、豊かな自然環境に恵まれたところが多い。

このため、本計画区の森林においては、人工林における間伐等の適切な実施や自然的条件等に応じた針広混交林化、天然林等の自然環境の保全、野生生物の保護・管理のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じ、公益的機能の高度発揮を図るための森林の適切な整備、保全・管理を推進する。

（３）林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとする。

Ⅱ　計 画 事 項

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位　面積：ha

区　分		面　積	備　考
総　数		95,505.07	
市町村別内訳	富　山　市	28,019.81	
	魚　津　市	4,353.16	
	黒　部　市	26,783.90	
	上　市　町	7,415.86	
	立　山　町	16,385.06	
	入　善　町	22.18	
	朝　日　町	12,525.10	

注　計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小・分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林について針広混交化等などにより天然林への移行を推進するなど、天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
保健・ レクリエーション 機能	身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度なかく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、林業適地では、将来にわたり人工林として維持する観点から、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。また、利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、更新補助作業を含む適切な整備を推進する。

注１　森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件、森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注２　これらの機能以外に地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の吸収・固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

（２）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表のとおりである。

計画期間において到達し、かつ、保存すべき森林資源の状態

単位　面積：ha　蓄積：㎥/ha

区分			現況	計画期末
面積	人工林		1,924	1,850
	天然林		50,045	50,119
		利活用等により機能の維持増進を図る天然林	182	182
森林蓄積			130	133

注１　「人工林」とは、主として植栽または人工下種により成立している森林。例えば、植栽によるスギ、ヒノキ、カラマツ等からなる森林。

注２　「天然林」とは、主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林。

２　その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木竹の伐採のうち主伐については、目的樹種の更新を伴うものとし、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第３の４の（１）に定める「公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法」によるものとする。

また、伐採に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮することとする。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等において、林地の保全及び生物多様性の保全等に支障を来さないよう、伐採の適否、伐採方法及び更新の方法を決定する。

ア　人工林（単層林）施業

人工林（単層林）にあっては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人工造林により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業を実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、１箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

その際、該当箇所の将来の森林の姿を想定し、種子源となる高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めることとする。

また、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等の観点から、必要に応じて所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の増加、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の時期は、スギは65年、カラマツは65年を基準とする。

イ　人工林（複層林）施業

人工林（複層林）にあっては、森林を構成する林木を複層伐又は択伐により部分的に伐採し、人工造林により複数の樹冠層を構成する森林（一定の範囲において林齢や樹種の異なる複数の単層林によって構成されるものを含む。）として成立させ維持する施業を実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

（ア）複層伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。複層状態の森林を造成するため、おおむね 70%以内で伐採方法等に応じた適切な伐採率とし、帯状・群状の一定のまとまり又は単木を伐採する。

（イ）択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率（30%以内（保安林にあっては、指定施業要件に定められた択伐率（上限 40%）の範囲内。）。ただし、その他法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内。）、繰り返し期間（回帰年）によることとする。

（ウ）天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、天然生稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

ウ　天然林（林分改良型）施業

天然林（林分改良型）にあっては、主として天然力を活用し、更新補助作業や保育、切り抜き等の人為を加えることにより、森林として成立させ維持する施業を実施することとする。

（ア）主伐については、イ人工林（複層林）施業の留意事項によることとする。

（イ）国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

エ　天然林（自然推移型）施業

主として天然力を活用し、自然の推移に委ねることにより森林を成立させ維持する施業を実施することとする。

オ　保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 10 条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

（２）立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、本計画区の地域森林計画及び各市町の森林整備計画を踏まえ、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位　林齢：年

森林計画区	樹　種							備考
	ス　ギ	ヒノキ	マツ類	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹	
神通川	45	55	40	40	60	60	25	

（３）その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

2　造林に関する事項

造林の標準的な方法は 、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林及び天然更新別に次により定めることとする。

また、更新に当たっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

なお、保安林にあっては、保安林の指定施業要件に定められた樹種及び植栽本数の基準により行う。

（１）人工造林に関する事項

人工造林については、林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

ア　人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況及び当地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、カラマツ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

なお、苗木の選定については、普通苗（裸苗）のほか、施工性に優れたコンテナ苗の活用を図るとともに、成長等に優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の積極的な活用に努めることとする。また、広葉樹の苗木については、生物多様性の保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木や、植栽地の近くの優良木から採種した地域性苗木の選定に努める。

イ　人工造林の標準的な方法

（ア）植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表を目安とし、気象条件や植栽箇所の地位・地利等の立地条件、導入する苗木の規格・成長特性、残存木及び天然生稚幼樹が生育している場合における占有面積割合等を総合的に勘案して調整する。この際、森林施業の合理化や省力化の観点から、植栽本数を可能な限り減らすよう配慮することとする。

樹種別植栽本数の目安

単位：本／ha

樹　種	スギ	ヒノキ	カラマツ
植栽本数	1,500～3,000	1,500～3,000	1,500～2,500

注　人工林（複層林）施業における下層木の植栽本数は、上記の本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整する。

（イ）地拵方法

植生伐採前の林種、植栽樹種、周囲の造林地の気象害の有無と程度等現地の実態に応じ、筋刈地拵又は無地拵を基本として実施することとする。

その際、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めるものとする。

（ウ）植栽時期

裸苗を植栽する場合は、苗木の活着率及びその後の成長を考慮し原則春植えとし、カラマツについては秋植えを併用する。

コンテナ苗を植栽する場合は、土壌が凍結する時期や積雪期など活着に影響がある時期を避けた上で、植栽時期を柔軟に選択する。

（エ）植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列（等高線方向）とし、ヘクタール当たり植栽本数に見合う苗木間隔とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、原則として伐採の終了した年度の翌年度の初日から起算して２年以内とする。

（２）天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア　天然更新補助作業の対象樹種

原則として、以下に定める有用樹種を対象とする。

有用樹種

針広別	科	属	種　名	別　名
針葉樹	マツ	モミ	ウラジロモミ	
			モミ	
			シラビソ	シラベ
			オオシラビソ	アオモリトドマツ
		カラマツ	カラマツ	
		トウヒ	トウヒ	
			ハリモミ	バラモミ
			イラモミ	マツハダ
			ヤツガタケトウヒ	ヒメマツハダ
		マツ	クロマツ	
			アカマツ	
			チョウセンゴヨウ	チョウセンマツ
			ゴヨウマツ	ヒメコマツ
		ツガ	ツガ	
			コメツガ	
	コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ	
	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ	
			サワラ	
		スギ	スギ	
		クロベ［ネズコ］	クロベ	ネズコ
		アスナロ	アスナロ	ヒバ、ヒノキアスナロ
	イチイ	イチイ	イチイ	
		カヤ	カヤ	
	その他の郷土樹種			
広葉樹	クルミ	クルミ	オニグルミ	
		サワグルミ	サワグルミ	カワグルミ、フジグルミ
	ヤナギ	ヤマナラシ	ドロヤナギ	ドロノキ
	カバノキ	ハンノキ	ハシノキ	
			ケヤマハンノキ	
		カバノキ	ウダイカンバ	マカバ、マカンバ
			シラカンバ	シラカバ
			ダケカンバ	ソウシカンバ
			ミズメ	アズサ
		シデ	クマシデ	
			イヌシデ	シロシデ
			アカシデ	シデノキ
		アサダ	アサダ	
	ブナ	クリ	クリ	
		ブナ	ブナ	シロブナ
			イヌブナ	クロブナ
		コナラ	クヌギ	
			アベマキ	コルククヌギ
			カシワ	
			ミズナラ	オオナラ
			コナラ	ホウソ
			イチイガシ	
			アカガシ	オオガシ、オオバガシ
			ツクバネガシ	
			アラカシ	
			ウラジロガシ	
	ニレ	ニレ	ハルニレ	
		ケヤキ	ケヤキ	
	クワ	クワ	ヤマグワ	シマグワ
	モクレン	モクレン	ホオノキ	
			コブシ	ヤマアララギ
	カツラ	カツラ	カツラ	
	バラ	アズキナシ	アズキナシ	ハカリノメ
		サクラ	エドヒガン	
			オオヤマザクラ	エゾヤマザクラ
			カスミサクラ	
			ヤマザクラ	
		ウワミズザクラ	ウワミズザクラ	ハハカ
	マメ	イヌエンジュ	イヌエンジュ	オオエンジュ
	ミカン	キハダ	キハダ	
	ムクロジ	カエデ	ハナノキ	
			イロハモミジ	イロハカエデ
			オオモミジ	ヒロハモミジ
			ヤマモミジ	
			コハウチワカエデ	イタヤメイゲツ
			ハウチワカエデ	メイゲツカエデ
			ウリハダカエデ	
			イタヤカエデ	
			メグスリノキ	チョウジャノキ
		トチノキ	トチノキ	
	モチノキ	モチノキ	アオハダ	
	アオイ	シナノキ	シナノキ	
	ミズキ	ミズキ	ミズキ	
	ウコギ	コシアブラ	コシアブラ	ゴンゼツ
		ハリギリ	ハリギリ	センノキ
	モクセイ	トネリコ	シオジ	
			ヤチダモ	
			アオダモ	コバノトネリコ
	キリ	キリ	キリ	
	その他の郷土樹種			

参考資料「改訂新版　日本の野生植物」（平凡社）

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、気候、地形、土壌等の自然的条件や前生樹、下層植生等の状況を勘案し、天然更新の確実な実施を図るため、地表処理、刈出し、補助植え込み等を必要に応じて行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

（ア）地表処理

地表処理は、下層植生又は林床の堆積物等により種子の着床や発芽が阻害されている箇所において、効果的に実施することとする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を適切かつ効果的に使用してササの抑制を図ることを基本とする。下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等による筋刈りを行うこととする。

（イ）刈出し

刈出しは、稚樹の生育状況及び下層植生の繁茂の状況等に応じて、稚樹の周辺の刈払い又は林業用薬剤の散布を適切な時期、作業方法により行う。

（ウ）補助植え込み

補助植え込みは、天然下種更新の状況に応じて現地に適した樹種を選択し行うこととする。

（３）その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

3　間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育は、森林の健全性の維持・向上及び立木の育成の促進を図ることを旨とし、その実施に当たっては、将来の主伐・造林を見据え、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努めることとする。

（1）間伐の標準的な方法

ア　間伐開始の時期は、林冠がうっ閉し、立木間の競合が生じ始めた段階を目安に、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行う。

具体的には密度管理図の収量比数（Ｒｙ）を基準とし、スギ・ヒノキについては 0.70、カラマツについては 0.65 以上を目安として間伐を行うこととする。

イ　間伐の繰り返し期間は、上記アの密度管理に基づき、おおむね 10 年以上を目安とし、適正な林分構造の維持に努める。ただし、照度不足により下層植生に衰退が見られる場合は次回間伐までの期間を短くすることとする。

ウ　間伐率の決定に当たっては個々の林況に留意しつつ、材積率で 20％～35％で判断する。（ただし、法令等による間伐率の制限の範囲内とする。）

エ　人工林（複層林）施業においては、下層木の間伐の際、上層木の間伐を併せて検討する。

オ　間伐木の選定に当たっては、立木の配置状況を踏まえ、残存木の質的向上に配慮するとともに、間伐木の利用も考慮して行うこととする。

カ　個体間の成長、形質の差が小さい箇所においては、列状間伐を積極的に実施する。

キ　沢沿いの伐倒木等は、流下しないよう適切に処理するなど、山地災害防止に留意することとする。

（2）保育の標準的な方法

ア　人工林（単層林）施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることとする。

（ア）保育実行の目安

保育の種類	樹種	実施林齢																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	←→																	
つる切	スギ								←→					←→					
除伐	スギ										←→						←→		

注　本表は標準的な目安であり、各作業の実行にあたっては、植栽木及び有用天然木の生育状況や林況等を十分精査し、現地実態に即した実地林齢及び回数を採用し、効果的かつ効率的に行う。特に下刈については、ササ・草本類等の発生状況や植栽木への阻害状況等を総合的に勘案し、作業手法及び実施回数等を十分検討し削減に努める。

（イ）保育適期標準表

作業種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下刈			←	―	―→							
つる切			←	―	―	―→						
除伐		←	―	―	―	―	―	―→				

注１　本表は、標準的な目安を示したものであり、保育作業の負担軽減等の観点も踏まえつつ、現地の実態に即して適切に実行する。

注２　―線は適期、―線は許容期間を示す。

（ウ）作業方法

a　下刈

地形、植栽木の生育状況、周囲の植生等の現地の実態に即し、適切な作業方法により実施することとする。

なお、可能な限り実施回数の削減に努めることとし、この際、植栽木の生育に支障のない天然生稚幼樹も保全しながら、周辺の植生に被圧されて成長が阻害されることのないよう適期に実施する。

b　つる切

つるの種類や繁茂状況に応じて、植栽木等の生育に支障とならないよう適期に実施する。

c　除伐

目的樹種の成長を阻害するつる類及びかん木類を除伐の対象とする。ただし、形質不良木及び被害木等についても必要に応じて対象とし、確実な成林を図るため適期に実施する。

イ　人工林（複層林）施業

人工林（単層林）施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

（３）その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

４　公益的機能別施業森林の整備に関する事項

（１）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の考え方に基づき、別表１のとおり定める。

ア　公益的機能別施業森林の区域

（ア）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林については、森林の位置及び構成並びに当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性を確保する観点から、できるだけまとまりをもった配置となるように定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等については、この限りではない。

（イ）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

②　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

③　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ　公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

（ア）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

伐期伐期の間隔の拡大及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（人工林（複層林）施業にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保

するとともに、対象森林に関する自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

（イ）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

（２）その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設にあたっては、第２の１の（１）に定める森林整備及び保全の目標の実現に向け、傾斜等の自然的条件や事業量のまとまり等の地域特性を踏まえ、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとする。

林道の整備は、林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、改築・改良を含む林道の質的な向上も推進する。その際、幅員の拡幅や土場等の適切な設置等により、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応する。また、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備や河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、排水機能の向上等による路網の機能強化・長寿命化による強靭化を推進するほか、林地保全の観点から適切な搬出方法を選択できるようにするため、架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備も推進する。さらに、ICT 等のデジタル技術を積極的に活用することで、路網の整備や管理の効率化を図る。

基幹路網の現状

単位　延長：km

区　分	路線数	延　長
基幹路網	13	61
うち林業専用道	2	2

（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方については、次表のとおりとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区　　分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（０°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>m/ha以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上
急峻地　（35°～　）	架線系作業システム	５m/ha以上

注１　「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤーダ等を活用する。

注２　「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

注３　「急傾斜地」の＜＞書きは、広葉樹の導入による針広混交林化等を推進する森林における路網密度である。

（３）林産物の搬出方法等

ア　林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせることとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所においては、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。

また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じることとする。

イ　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

（４）その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

6　森林施業の合理化に関する事項

（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

長期にわたり持続的な経営を担う多様な林業経営体の育成に向けて、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業経営体の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業従事者の確保・育成に努めることとする。

さらに、国有林野事業において、森林経営管理制度が円滑に機能するよう貢献する観点から、同制度において活躍が期待される林業経営者の育成にも取り組むこととする。

（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コストで効率的な作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

また、林地保全に配慮した森林施業を推進するため、急傾斜地等における架線集材技術の普及や継承に努めることとする。

あわせて、コンテナ苗を活用した、立木の伐採と造林の一貫作業システムの導入等により作業効率の向上・省力化が図られるように配慮する。

（3）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材の需給や森林資源の保続に係る取組の実施状況を踏まえつつ、木材加工流通施設の生産性向上や供給力強化、付加価値の高い製品の供給に向けて取り組み、国産材の供給力強化に努めることとする。

（4）その他必要な事項

ア　民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組に資するため、事業の効率化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林と連携した施業の推進に努めることとする。

また、森林経営管理制度の取組が進む中で、自ら森林経営を実施する市町村や、林業経営者を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組むこととする。

イ　山村の振興

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の発展の観点から、森林空間の活用を含む「森業（もりぎょう）」等の推進により、山村における就業・収入機会の創出や、移住・定住の

促進及び山村地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大を図る。

ウ　その他

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定める。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位　面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
富山市	107～118, 143～152, 201～203, 206～214, 222～224, 231～238	23,409.33	水源かん養保安林	
	153～154, 201～205, 215～222, 224～230, (北)1～3	4,491.50	土砂流出防備保安林	
	222	2.63	防風保安林	
	計	27,903.46		
魚津市	54～57, 60	1,673.84	水源かん養保安林	
	53～59	2,671.54	土砂流出防備保安林	
	計	4,345.38		
黒部市	52	655.52	水源かん養保安林	
	8～11, 18～19, 21～51	25,934.05	土砂流出防備保安林	
	50	1.10	なだれ防止保安林	
	30, 35	11.83	山災H	
	30, 32～33, 35	35.89	砂防指定地・山災H	
	計	26,638.39		
上市町	128～131, 133, 136	3,242.46	水源かん養保安林	
	125～136, (水)1	4,075.32	土砂流出防備保安林	
	計	7,317.78		
立山町	138～139, (長)1～2	1,075.28	水源かん養保安林	
	101～106, 119～124, 137, 140～142, (芦)1, (村)1	15,166.53	土砂流出防備保安林	
	137, 139	0.72	砂防指定地・山災H	
	計	16,242.53		
入善町	(舟)1	22.18	水源かん養保安林	
	計	22.18		
朝日町	6	391.32	水源かん養保安林	
	1～7, 11～22	12,119.66	土砂流出防備保安林	
	計	12,510.98		

注１　区域欄の（　）は、官行造林地名の略を示す。

注２　「山災H」：山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林

（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法については、次表のとおり定める。

森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位　面積：ha

区分		森林の所在	面積	搬出方法
総数			2,228.42	
市町村別内訳	富山市	150ほ,151ろ･に,152は･ほ,201ね,218ろ,219ろ,221い,224い･わ,226ち･わ,229と,230る	628.14	原則として架線集材による。
	黒部市	9い･と,25い,41い,50ろ･は	1,327.65	
	上市町	132ほ	1.39	
	立山町	138い･か･よ･な･ら	271.24	

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用の調整を図るため、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林など安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設や貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じることとする。

（４）その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため、県など関係機関との連絡調整を図り災害の防止に努めることとする。

2　保安施設に関する事項

（1）保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

（2）保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

（3）治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図る。大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加、豪雪、地震等により、山地災害等が全国的に発生している。その特徴として、近年、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大や流木災害の激甚化がみられる。また、地域によっては、山腹崩壊の発生及びその後の豪雨による土砂や立木の流出が発生したほか、シカ等野生鳥獣の食害等による裸地化の進行、大規模な林野火災による山地災害防止機能の低下が懸念される。このため、山地災害危険地区の再点検の結果や社会情勢の変化を踏まえ、次の取組を行うこととする。

ア　山地災害危険地区等におけるきめ細やかな治山ダムの配置等や、短期間でより多くの箇所の安全性を確保するため、大型コンクリートブロック等の施工性の高い二次製品も活用した治山ダムの設置用の対策の実施

イ　被災地域等における立木や土砂の流出等の山地災害のおそれを把握するための山腹や渓流等の調査の実施及び地方公共団体等への速やかな情報提供

ウ　砂防事業と連携した流域流木対策等、関係者と連携した流木対策の推進（流木捕捉式治山ダムの設置や危険木の伐採、流木の発生を未然に防止するための山腹崩壊対策の実施）

エ　流域治水の取組と連携し、森林土壌の浸透能及び保水力を向上させる筋工等の設置を含めた保安林整備、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策の実施

このような観点から、治山事業の計画量を第３表のとおり計画する。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区における定期点検や、地域関係者と連携した山地防災活動の実施等のソフト対策を一体的に実施することにより、減災効果の向上を図る。

また、既存の治山ダムや地すべり防止施設の機能強化・長寿命化を図るほか、レーザ計測の活用、ICT や施工性の高い工種・工法等の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

（４）その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。また、衛星画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

３　鳥獣害の防止に関する事項

（１）鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア　区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表２のとおり定める。

イ　鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる、防護柵の設置・維持管理、忌避剤の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、自動撮影カメラ等によるニホンジカの動向把握や現地調査等による森林のモニタリングの実施、わな捕獲（くくりわな等によるものをいう。）等による被害防止対策に取り組む。

（２）その他必要な事項

富山県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき行われる各種被害対策の実施に協力する。特に、捕獲活動を行う場所や方法の調整に当たっては、関係行政機関等との連絡調整を適切に行い、連携した被害対策となるよう努めることとする。

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１）森林病害虫等の被害対策の方針

松くい虫被害やナラ枯れ被害等については、関係機関及び地域関係者と連携して、早期発見、早期駆除に努め、被害が確認された場合は、民有林と連携し、被害の種類や状況に応じた防除対策を講じ、まん延防止を図ることとする。

（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

ニホンカモシカによる被害については、ニホンジカの防除対策と併せて、防護柵の作設等による防除に努める。また、ツキノワグマによる被害については、剝皮防止テープの使用等により被害の未然防止に努めることとする。

野兎、野鼠による被害については、森林の巡視等による早期発見及び適切な防除に努めることとする。

（３）林野火災の予防の方針

林野火災については、防火思想の啓発宣伝や林野巡視による予防に重点を置き、関係機関と密接な連携を保ちつつ、防火体制の整備に努めることとする。

（４）その他必要な事項

気象害に対しては、気象条件、地形等現地の実態及び過去の被害発生状況により、適切な作業方法を選択するとともに、特に保護樹帯を適切に設置して被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区の国有林は、ブナ坂国有林をはじめとして、自然観察等野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら、希少な野生生物の保護、樹木・土石等の盗採掘の未然防止に努めることとする。

ア　森林の巡視に関する事項

諸被害が発生するおそれがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

イ　森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての普及啓発を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、市町村等の関係機関と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

第５　計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位　材積：千m^3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	73	61	12	15	15	0	58	46	12
うち前半５年分	39	31	8	0	0	0	39	31	8

２　間伐面積

単位　面積：ha

区分	間伐面積
総数	268
うち前半５年分	182

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	0	0
うち前半５年分	0	0

4　林道の開設及び拡張に関する計画

単位　延長：km、面積：ha

開設／拡張	種　類	区　分	位　置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半５年分	対図番号	備考（林班）
開設	自動車道	林業専用道	富 山 市	千　軒　平	0.30 (1)	34	0.30 (1)	①	206
				計	0.30 (1)	34	0.30 (1)		

単位　延長：km

開設／拡張	種　類	区 分	位　置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	うち前半５年分	備考（林班）
拡張	自動車道（路盤工）	林道	富　山　市	長　　棟	0.55 (15)	0.55 (15)	201～204,206,207,213～214
〃	〃	〃	〃	万 波 （ 下 ）	0.09 (3)	0.09 (3)	228～230
〃	〃	〃	〃	向　　山	0.02 (2)	0.02 (2)	215
〃	〃	〃	〃	清　水　平	0.30 (10)	0.30 (10)	203～205
〃	〃	〃	〃	小　又　谷	0.08 (4)	0.08 (4)	207,208
〃	〃	〃	〃	大　又　谷	0.08 (4)	0.08 (4)	207,209,210
〃	〃	〃	〃	三 本 松 割	0.06 (2)	0.06 (2)	201
〃	〃	林業専用道	〃	千　軒　平	0.06 (3)	0.06 (3)	207
				小計	1.24 (43)	1.24 (43)	
拡張	自動車道（路盤工）	林道	朝　日　町	越　　道	0.02 (2)	0.02 (2)	12
				小計	0.02 (2)	0.02 (2)	
				計	1.26 (45)	1.26 (45)	

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（1）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

保安林の種類	面積	うち 前半５年分	備考
総数（実面積）	99,279	99,279	
水源涵養のための保安林	30,394	30,394	
災害防備のための保安林	68,885	68,885	
保健、風致のための保安林	10,581	10,581	

注　総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
該当なし。

ウ　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

（2）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

（3）実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
富山市	149,150,207～209,210～212,215･216,217,222･223～225,226,226･229,227･228,228,232,235･236･238	21	2	渓間工	
魚津市	54,55,56,59,58･59･60	6	5	渓間工,山腹工	
黒部市	19,23,25,26･27,45,46,52	8		渓間工	
上市町	125,126,127,127･128,130～132,135	8	6	渓間工,山腹工,その他	
立山町	137･138,141	2	1	渓間工,山腹工	
朝日町	3,4,5,6,7,11･12	9	2	渓間工,山腹工,その他	
計		54	16		

注１　区域欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注２　治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関係する林班数を計上。

第６　その他必要な事項

１　保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり定める。

単位　面積 ： ha

種　類	森林の所在		面　積	施業方法
	市町村	区　域		
水源かん養保安林	富 山 市	152, 201～203, 206～214, 222～224, 231, 233～237	3,783.11	別紙のとおり
水源かん養保安林 国立公園特別保護地区		107～115, 117～118	7,317.11	
水源かん養保安林 国立公園第１種特別地域		107～109, 111～118	4,474.48	
水源かん養保安林 県立自然公園第１種特別地域		237	82.57	
水源かん養保安林 県立自然公園第２種特別地域		237	18.34	
水源かん養保安林 県立自然公園第３種特別地域		149	919.60	
水源かん養保安林 砂防指定地		150～152	780.63	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園特別保護地区		143～148	1,279.43	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第１種特別地域		143～148	1,312.03	
水源かん養保安林 砂防指定地 県立自然公園第３種特別地域		149	243.42	
水源かん養保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		108～109, 112～114	1,242.65	
水源かん養保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		116～117	250.19	
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林		232～236, 238	1,705.77	
土砂流出防備保安林		153～154, 201～205, 215～222, 224～230, (北)1～3	4,490.14	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		229～230	1.36	
防風保安林		222	2.63	
国立公園特別保護地区		108～109, 112～115	5.69	
国立公園第１種特別地域		107～109, 113～114	0.90	
県立自然公園第１種特別地域		237	0.19	
県立自然公園第３種特別地域		149	1.90	
砂防指定地		150～152, 230	11.57	
砂防指定地 国立公園特別保護地区		143, 145, 148	0.48	
砂防指定地 国立公園第１種特別地域		149	9.61	

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施業方法
	市町村	区　域		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	魚津市	55～57,60	1,045.07	別紙のとおり
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 県立自然公園第１種特別地域		54	1.00	
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 県立自然公園第３種特別地域		54	627.77	
土砂流出防備保安林		53,55～58	1,067.22	
土砂流出防備保安林 国立公園第３種特別地域		55～56,58～59	1,418.65	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第１種特別地域		53	8.10	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第３種特別地域		53～54	177.57	
県立自然公園第３種特別地域		53～54	2.94	
水源かん養保安林	黒部市	52	475.28	
水源かん養保安林 県立自然公園第１種特別地域		52	3.84	
水源かん養保安林 県立自然公園第３種特別地域		52	176.40	
土砂流出防備保安林		8～9	1,093.56	
土砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区		29～30,35～39,42,44	2,244.13	
土砂流出防備保安林 国立公園第１種特別地域		19,22～23,26～29,45～46	3,934.80	
土砂流出防備保安林 国立公園第２種特別地域		26～27,30,32～35,43～44,47～49	6,559.08	
土砂流出防備保安林 国立公園第３種特別地域		10～11,24～25	1,646.76	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第１種特別地域		18,51	12.93	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第３種特別地域		50～51	1,156.80	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第１種特別地域		28	18.93	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第２種特別地域		30,32,43～44	91.16	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区		42	28.56	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第３種特別地域		10～11,24	87.07	

単位　面積 ： ha

種　類	森林の所在		面　積	施業方法
	市町村	区　域		
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第１種特別地域	黒 部 市	22～23	482.37	別紙のとおり
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第２種特別地域		31,33～34	2,064.26	
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物		21～23,26～27,29,31,33～34,36～39	4,334.97	
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区		42	553.89	
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区		40～42	1,612.85	
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区		41	11.93	
なだれ防止保安林		50	0.34	
なだれ防止保安林 県自然環境保全地域特別地区		50	0.76	
国立公園特別保護地区		29～30,34～42,44	45.12	
国立公園第１種特別地域		19,23,28～29,45～46	33.63	
国立公園第２種特別地域		26～27,31,33,35,42,47～49	15.22	
国立公園第３種特別地域		10～11,24～25	33.69	
県立自然公園第１種特別地域		18,51～52	0.24	
県立自然公園第３種特別地域		50～51	0.65	
県自然環境保全地域特別地区		50	1.13	
砂防指定地 国立公園特別保護地区		30,35	7.76	
砂防指定地 国立公園第２種特別地域		30,32～33,35,42～43	30.88	
砂防指定地 国立公園第３種特別地域		10～11,24	14.94	

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施業方法
	市町村	区　域		
水源かん養保安林	上 市 町	130	75.98	別紙のとおり
水源かん養保安林 国立公園第１種特別地域		133	300.12	
水源かん養保安林 国立公園第２種特別地域		128～131	660.69	
水源かん養保安林 国立公園特別保護地区		128～131	1,303.49	
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林		136	902.18	
土砂流出防備保安林		125～130,132～133,135～136, (水)1	2,407.32	
土砂流出防備保安林 国立公園第２種特別地域		131,133	232.64	
土砂流出防備保安林 国立公園第３特別地域		127～128,132～135	1,435.36	
国立公園特別保護地区		129	0.36	
国立公園第２種特別地域		129,130	0.21	
国立公園第３種特別地域		134	0.18	
水源かん養保安林	立 山 町	(長)1～2	149.40	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第１種特別地域		138～139	117.25	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第２種特別地域		138～139	657.50	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第３種特別地域		139	1.04	
水源かん養保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第１種特別地域		138	55.00	
水源かん養保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		138	33.30	
水源かん養保安林 砂防指定地 特別母樹林 国立公園第２種特別地域		139	61.79	
土砂流出防備保安林		(芦)1,(村)1	54.65	
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		101～102	2,282.25	

単位　面積 ： ha

種　類	森林の所在		面　積	施業方法
	市町村	区　域		
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区	立 山 町	123～124	2,180.35	別紙のとおり
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第２種特別地域		123～124	87.29	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園特別保護地区		105～106	672.69	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第１種特別地域		106	232.95	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第２種特別地域		105	641.50	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第２種特別地域		137	3.36	
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		120～121	616.43	
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第２種特別地域		120～121	607.27	
土砂流出防備保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		103～104	1,202.29	
土砂流出防備保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第２種特別地域		104	206.83	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		119,137,142	1,882.80	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第１種特別地域		137,140～141	1,564.18	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第２種特別地域	立 山 町	119,140～141	996.28	
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		121～122	1,417.66	

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施業方法
	市町村	区　域		
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第２種特別地域	立 山 町	121～122	517.75	別紙のとおり
国立公園特別保護地区		101～103,106,120～124	9.05	
国立公園第２種特別地域		104,120～122	13.94	
砂防指定地 国立公園特別保護地区		119,137～138,142	4.68	
砂防指定地 国立公園第１種特別地域		137～140	31.90	
砂防指定地 国立公園第２種特別地域		119,137～141	37.81	
砂防指定地 国立公園第３種特別地域		139	0.37	
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	入 善 町	(舟)1	22.18	
水源かん養保安林 県立自然公園第３種特別地域	朝 日 町	6	391.32	
土砂流出防備保安林		1～5	2,272.09	
土砂流出防備保安林 国立公園第１種特別地域		19,22	524.79	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第１種特別地域		11,13～18	3,971.91	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第３種特別地域		6～7,12	2,105.75	
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		16～17,20～21	1,489.41	
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第１種特別地域		15～20,22	1,755.71	
国立公園特別保護地区		16～17,20～21	2.27	
国立公園第１種特別地域		15～20	1.40	
県立自然公園第１種特別地域		13～14,17	4.03	
県立自然公園第３種特別地域		6～7,12	4.61	
史跡名勝天然記念物		1	0.13	

注１　区域欄には、当該区域の属する林班名を記載。
注２　区域欄の（　）は、官行造林地名の略称を示す。

（別紙１）保安林の森林施業

種　類	伐採種	施　　業　　の　　方　　法	備　考
水源かん養保安林	禁伐	主伐に係る伐採を禁止する。 また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の１０分の３以内とする。 ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の１０分の４以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。	
	皆伐	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる１箇所当たりの皆伐面積の限度は、２０ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。 間伐は、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所において間伐できるものとする。 間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の１０分の３．５を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が１０分の８を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後において、その森林の当該樹冠疎密度が１０分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積とする。 植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して２年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満１年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。	

種　類	伐採種	施　　業　　の　　方　　法	備　考
土砂流出防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる１箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる１箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる１箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる１箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
落石防止保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
なだれ防止保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
保健保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる１箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる１箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

（別紙２）国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区　　分	施　　業　　の　　方　　法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第１種特別地域	１　第１種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 ２　単木択伐法は、次の規定により行う。 (1)　伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2)　択伐率は、現在蓄積の10％以内とする。
第２種特別地域	１　第２種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 ２　国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 ３　伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 ４　択伐率は用材林においては、現在蓄積の30％以内とし、薪炭林においては、60％以内とする。 ５　伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 ６　特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。 ７　皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 (1)　１伐区の面積は２ヘクタール以内とする。ただし、疎密度３より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2)　伐区は更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第３種特別地域	第３種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注１　本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日34林野指第6417号林野庁長官通達）による。

注２　県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については富山県立自然公園条例等による。

（別紙３）鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

１　伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあっては伐採種を定めない。 ２　本計画の初年度以降５年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢）に相当する数で除して得た面積の５倍とする。 ３　保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日　林野計第1043号　林野庁長官通達）による。

（別紙４）その他制限林の森林施業

区　分	施　業　の　方　法	備　考
砂防指定地	以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。 １　土地の掘削、盛土、切土その他の土地の現状を変更する行為 ２　土石(砂れきを含む。)の採取若しくは鉱物の掘採又はこれらのたい積若しくは投棄 ３　立木竹の伐採又は樹根の採取 ４　木竹の滑下又は地引きによる搬出 ５　施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却 ６　牛、馬その他の家畜の継続的放牧又は係留 ７　火入れ又はたき火	詳細は、富山県砂防指定地等管理条例（平成14年12月20日条例第55号）による。
特別母樹林	禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの(以下１～４)として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。 １　倒木または枯死木を伐採する場合 ２　老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 ３　森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合 ４　林齢及び生育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合	詳細は、林業種苗法の施行について（昭和45年8月31日 45林野造第887号 農林事務次官通達）による。
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	禁伐とする。	詳細は、文化財保護法等による。
都市計画区域 風致地区	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に制限を受けない。	都市計画法による。
ぼた山崩壊防止区域		地すべり等防止法による。
県自然環境保全地域特別地区	県知事の許可。	富山県自然環境保全条例による。

２　その他必要な事項

（１）森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民やＮＰＯ法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

（２）木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和３年 10 月に施行され、木材の利用を促進する主な対象が公共建築物から建築物一般に拡大するなど、木材の利用拡大を図る取組が進められている。

このような新たな木材需要創出に向けた動きに対応していくとともに、木材利用の意義や木材に関する情報等を積極的に発信していくこととする。また、地域で生産される木材のブランド化、需要動向に応じた木材の安定供給体制や効率的なサプライチェーンの構築に向け、地方公共団体や地域の林業・木材産業関係者と連携・協力した取組を行うこととする。

別表１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

１　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

区　分		森林の区域	面　積	施業方法
総　数			95,055.29	
市町村別内訳	富山市	107～118,143～154,201～238	27,946.82	施業方法については、Ⅱ－第３－４（１）イのとおり。
	魚津市	53～60	4,353.16	
	黒部市	8～11,18～19,21～52	26,783.27	
	上市町	125～136	7,311.51	
	立山町	101～106,119～124,137～142	16,135.43	
	朝日町	1～7,11～22	12,525.10	

注　森林の区域は林班により表示。

２　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

（１）土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

区　分		森林の区域	面　積	施業方法
総　数			91,996.46	
市町村別内訳	富山市	107～118,143～154,201～230,232～238	24,887.28	施業方法については、Ⅱ－第３－４（１）イのとおり。
	魚津市	53～60	4,353.16	
	黒部市	8～11,18～19,21～52	26,783.90	
	上市町	125～136	7,311.51	
	立山町	101～106,119～124,137～142	16,135.51	
	朝日町	1～7,11～22	12,525.10	

注　森林の区域は林班により表示。

（２）快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし。

（３）保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

区　分		森林の区域	面　積	施業方法
総　数			58,209.32	
市町村別内訳	富山市	107～118,143～148,222,237	15,966.37	施業方法については、Ⅱ－第３－４（１）イのとおり。
	黒部市	18～19,21～23,26～42,44～46,50	17,330.62	
	上市町	128～131,133	1,603.97	
	立山町	101～106,119～124,137～142	15,557.78	
	朝日町	1,11,13～22	7,750.58	

注　森林の区域は林班により表示。

別表２　鳥獣害防止森林区域

単位　面積：ha

区　分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面　積
総　数				7,430.11
市町村別内訳	富山市	ニホンジカ	223～227,229	1,222.11
	黒部市	ニホンジカ	9,52	1,130.31
	上市町	ニホンジカ	(水)1	104.35
	立山町	ニホンジカ	138～140, (長)1～2,(村)1～3	1,891.83
	朝日町	ニホンジカ	6～7,12～13	3,081.51

注１　森林の区域は林班により表示。
注２　面積は、附帯地等を含む。